

令和6年4月1日から

「介護予防ケアプラン」作成に係る 契約方法が変わります

要支援1、2の方が、介護サービスを利用する場合の「介護予防ケアプラン」の作成について、介護保険法の改正により、令和6年4月1日から新たに「市の指定を受けた居宅介護支援事業所」が、作成できることとなりました。これに伴い、介護予防ケアプランの作成に係る契約方法が変更となる場合があります。

「介護予防ケアプラン」を作成ができる事業所

(変更前)

- ・地域包括支援センター
- ・地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業所

(変更後)

- ・地域包括支援センター
- ・地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業所
- ・ 藤沢市から介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所

契約方法が変更となる方

次のいずれにも該当する方

- 要支援1または要支援2の方
- 介護予防サービス(訪問看護、福祉用具貸与等)を利用している方
- 「市から介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所」が、介護予防ケアプランを作成する場合

詳しくは裏面をご参照ください

介護予防ケアプランの種類と契約

【介護予防支援】

介護予防サービスを利用したとき

(介護予防サービスの種類)

- 訪問介護
- 訪問入浴
- 訪問リハビリテーション
- 通所リハビリテーション
- 福祉用具貸与
- 短期入所（ショートステイ）

【介護予防ケアマネジメント】

総合事業のみを利用したとき

(総合事業サービスの種類)

- 訪問型サービス
(ホームヘルプ)
- 通所型サービス
(デイサービス)

※上記のサービスとあわせて、右欄に記載の介護予防サービスを利用する場合は、介護予防支援になります。

介護予防支援の指定を受けた「居宅介護支援事業所」と契約可能

地域包括支援センターと契約

※地域包括支援センターから居宅介護支援事業所がプランを作成することも可能

<留意事項>

- 居宅介護支援事業所と新たに契約を締結する場合は、「介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届」に介護保険被保険者証を添えて、藤沢市に提出する必要があります。
- 利用するサービスが変更となった場合、ケアプランの種類が変わり、担当する事業所(契約先)が変更となる場合があります。どのような契約方法が望ましいか、担当ケアマネジャーとご相談ください。